

太陽が丘スポーツクラブ 参加規則

(定義)

第1条 本規則は「太陽が丘スポーツクラブ(以下「当クラブ」という。)」が実施する事業(以下「事業」という。)に参加しようとする方に適用する。

(参加資格)

第2条 本規則に同意したうえで、当クラブが定めた参加手続きを完了し、規定の料金等を納入した方を参加者と認める。ただし、下記に該当する方は参加できないものとする。

- ① 心臓病、脳卒中、伝染病、精神病及びこれらに類する疾患を有する方。ただし、心臓病及び脳卒中に関して医師による運動許可がある場合、その限りではない。
- ② 暴力団関係者及び構成員、またはクラブの円滑な運営に支障を及ぼす等、当クラブが不適当と認めた方。
- ③ その他、当クラブが不適格と認めた方。

(参加)

第3条 事業への参加は、クラブ会員として登録する必要がある。ただし、ビジター参加する場合はこの限りでない。

(会員資格の登録、更新及び喪失)

第4条 会員資格の登録は、所定の申込手続きをして会員証を受領することで手続き等に定める期間内の会員資格を取得したものとする。

- 2 会員資格は、翌期の事業への参加手続きを完了し、規定の料金等を納入することで更新されたものとする。
- 3 会員資格を喪失した場合は、速やかに会員証を当クラブに返却しなければならない。

(ビジター参加)

第5条 事業に体験参加したい方や多種目の事業に参加したい方のために、1回ごとの参加ができるビジター参加を利用することができる。

(参加料等)

第6条 事業に参加するために必要な費用は、参加料と会員証発行手数料とし、その額及び納入方法については別に定める。

- 2 納入された参加料等は、原則として返還しないものとする。

(参加資格の喪失)

第7条 次の各号に該当する場合は、参加者はその資格を失い、以後事業への参加ができないものとする。

- ① 本規則に違反した場合
- ② 他の参加者やスタッフを誹謗中傷し、当クラブに被害の届出があった場合
- ③ 他の参加者やスタッフに対し暴力行為があった場合
- ④ スタッフの指導に従わず事業の円滑な運営を妨げた場合
- ⑤ 故意に施設、備品等を壊した場合
- ⑥ 正当な理由なく、面談、電話等の迷惑行為により公園の業務を妨害した場合
- ⑦ その他当クラブが参加者としてふさわしくないと認めた場合
- ⑧ 法令に違反したとき

(参加者の損害賠償責任)

第8条 参加者は、事業に参加中、自己の責により当クラブ又は第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を負うものとする。

(事業の中止)

第9条 天災その他やむを得ない事由が発生した場合は、事業を中止することがある。

- 2 参加者は、事業の実施又は中止の情報について別に定める方法により自己の責任において取得するものとする。

(当クラブの責務)

第10条 当クラブは、事業実施中の参加者の傷害事故等に備え、当クラブが費用を負担して傷害保険等に参加する。

- 2 当クラブの管理運営に起因しない事故により生じた人的・物的事故について、当クラブは一切の責任を負わない。

(規則の改正)

第11条 本規則は、当クラブが必要と認めた場合は改正することがある。この場合、あらかじめ参加者に告知するものとする。